附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項及び第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項並びに附則第二条及び第九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「から(2)」を「(高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（ロ、第四項及び第五項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額）から(3)」に改め、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額

第五条第一項第一号ロ中「高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（第四項及び第五項において「」及び「」という。）」を削り、同号ロ(2)中「(法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第四項第二号を次のように改める。

二　組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額に係る部分　次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ　被用者保険等保険者である組合　零

第五条第五項第二号中「部分」の下に「並びに組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分（前期高齢者交付金がある場合には、当該割合を乗じて得た額及び当該算定した額からハに掲げる額を控除した額に係る部分）」を加え、同号イ中「給付費割合」の下に「（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合をいう。次号イ(1)において同じ。）の三分の二に相当する割合」を加え、同号に次のように加える。

ハ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額

(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イに定める割合

(2)　被用者保険等保険者である組合　ロに定める割合

第五条第五項第三号中「特定納付費用額の部分を」を「部分を」に改め、同号イ(1)中「給付費割合」の下に「の三分の二に相当する割合」を加える。

附則第十三条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条の表第一条第一項の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に、「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下」に、「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において」を「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等」に、「後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下」に改め、同表第五条第一項の項、第五条第三項の項及び第五条第四項の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第五条第四項第二号イの項を削り、同表第五条第五項の項を次のように改める。

第五条第五項	
第七十三条第二項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項
(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)
三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる部分を除く。）　ホに掲げる割合	三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる部分を除く。）　ホに掲げる割合
イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分	イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　一から(2)に掲げる組合の三分の二に相当する割合を控除した割合	(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　一から附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)に掲げる額の割合を控除した割合
(2)　被用者保険等保険者である組合　一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合	(2)　被用者保険等保険者である組合　一から附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)に掲げる額の割合を控除した割合
ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要す	ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要す